

厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届

【手続概要】

下記①または②の理由により、養育期間標準報酬月額特例に該当しなくなった場合、被保険者が事業主（※）を経由して申請する必要があります。

- ① 当該子を養育しなくなったとき
- ② 養育していた子が死亡したとき

【添付書類】

不要

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

※ 被保険者であった者（退職者）は、勤務していた会社を管轄する年金事務所へ直接申請してください。（郵送の場合は事務センターでも可）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参